

塩尻市公共工事中間前金払実施要綱

平成26年11月 6 日告示第91号

(趣旨)

第1条 この要綱は、塩尻市財務規則（昭和55年塩尻市規則第9号。以下「規則」という。）第74条第2項の前金払（以下「中間前金払」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 中間前金払の対象工事は、公共工事のうち工事の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）とする。

(中間前金払の額)

第3条 中間前金払の額は、請負代金の額の10分の2以内の額とする。この場合において、規則第74条第1項本文の前金払の額と中間前金払の額との合計額は、請負代金の額の10分の6以内の額とする。

(要件)

第4条 中間前金払は、次に掲げる要件を満たす場合にすることができるものとする。この場合において、工期又は請負代金の額に変更がある場合は、第6条に規定する中間前金払の認定を申請する時点の工期又は請負代金の額によるものとする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(部分払との併用)

第5条 中間前金払は、部分払（規則第137条に規定する部分払をいう。）と併用することができる。ただし、部分払を受けた後に中間前金払の請求をすることはできない。

(申請等)

第6条 中間前金払の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中間前金払認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 工事履行報告書（様式第2号）

(2) 工事写真

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、中間前金払認定通知書（様式第3号）により速やかに申請者に通知するものとする。

(支払)

第7条 前条第2項の規定により認定を受けた者は、請求書に中間前払金の保証証書（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約に係る保証証書をいう。）を添付して市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理した日から14日以内に中間前金払をするものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。